

# 高齢者医療・福祉給付金拡大状況について

(2006年10月1日現在)

福祉給付金の年齢を県制度より引き下げているのは、名古屋市・瀬戸市・半田市・津島市・西尾市・大府市・豊山町・北名古屋市・春日町・一色町の10市町。

市町村名	高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
1 名古屋市	実施していない	・対象年齢：70歳以上 ・対象要件：精神障害1級、また寝たきり、認知症の所得制限は「本人所得が特別障害者手当基準以下」
2 豊橋市	実施していない	県基準と同じ
3 岡崎市	実施していない	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で厚生年金保険法施行令別表第1の第13号に定める障害の状態と同程度、若しくはそれより重度の状態にあるもの
4 一宮市	なし	老人保健適用の精神障害者の場合、自己負担額の一部又は全部を助成(入院医療費は2分の1、自立支援医療公費の通院医療費対象の自己負担額は全額を助成)
5 瀬戸市		老人医療65歳以上3カ月寝たきり、所得制限なし
6 半田市		65歳以上75歳未満の寝たきり老人(6カ月以上寝たきり)。本人所得500万円(2005年度)未満の人
7 春日井市	右を参照	精神障害者通院医療費(自立支援)の自己負担額を助成。精神保健福祉手帳1・2級所持者の入院費(全疾病)の自己負担額の2分の1を助成
8 豊川市	なし	なし
9 津島市	老人医療費の助成については、70歳未満で1937年9月30日までに生まれた方。本人・配偶者・扶養義務者の固定資産税の合計額が7万円未満であり、市民税所得割が非課税の者。	・津島市老人医療費受給者で、かつ、独り暮らし老人で、住民税が非課税である者。 ・障害者自立支援法第52条第1項の規定により市の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた者で、精神通院医療を受けている者。ただし、福祉医療拡大分の一部は償還払い
10 碧南市	なし	なし
11 刈谷市		対象者として福祉医療要件該当者に精神障害者医療を加えている
12 豊田市	なし	1. 護保険の要介護度3で市県民税非課税世帯の方：外来・入院一部負担金を全額助成 2. 精神障害者保健手帳1・2級所持の方：外来・入院一部負担金を全額助成 3. 精神病で入院している方：精神科のみ入院一部負担金の半額助成
13 安城市	実施していない	精神障害者医療費分、戦傷病者医療対象者の所得制限超過者
14 西尾市	65歳以上寝たきり老人で心身の障害で6カ月以上寝たきりで介護を必要とする人(老健該当者を除く)	自立支援受給者証(精神)及び精神障害者保健福祉手帳(1・2級)所持者の医療費の自己負担分を支給する

市町村名	高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
15 蒲郡市		精神障害者も対象としている
16 犬山市		
17 常滑市		
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市	実施していない	県基準と同じ
21 新城市	実施していない	戦傷病者特例援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で所得制限により補助対象とならない者(2人)を市単独で給付している
22 東海市	該当無し	精神障害者の通院(自己負担額)及び入院(自己負担額の2分の1)、特定疾病認定患者の入・通院(自己負担額)
23 大府市		65歳以上の寝たきり老人で、その老人の属する世帯の主たる生計維持者の市民税が、非課税又は要介護4,5で3カ月経過
24 知多市	なし	県基準と同じ
25 知立市	実施していない	・精神障害者1~2級の者:通院は全額、入院は2分の1 ・自立支援法の認定を受けている者:対象医療機関の通院について全額補助・精神障害のため入院している者:入院費2分の1を助成
26 尾張旭市	実施していない	対象者:特定疾患医療給付事業受給者(特定疾患以外の診療に限り助成)及び公費負担医療の受給要件に該当するかた(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 結核予防法第29条の規定による措置入院患者)
27 高浜市	実施していない	精神障害者医療費助成(精神通院の自己負担分及び精神入院医療費自己負担分の2分の1)の対象となる老人保険医療受給者に対し、福祉給付金受給資格証明書を交付し、助成している
28 岩倉市	特になし	戦傷病者の所得制限なし
29 豊明市	特になし	精神障害者への医療費助成 自立支援医療の自己負担分、福祉手帳1~3級所持者へ保険の自己負担分(ただし、入院費は高額を除く2分の1)
30 日進市	実施していない	自立支援医療(精神)を受けている方、精神障害者手帳1級・2級を所持している方
31 田原市		入院時の食事療養費
32 愛西市		精神障害者手帳所持者1~3級
33 清須市		食事療養費を拡大している
34 北名古屋市	該当無し	1.昭和10年9月30日生まれ以前の方を対象としている 2.受給要件の障害者に精神障害者を含めている
35 弥富市		
36 東郷町	実施していない	
37 長久手町		老人保健受給者の自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
38 豊山町	医療費助成制度を1年間延長した	療養手帳C所持者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者であると精神科医により診断された方は、愛知県の基準を上回っている。入院時の食事療養費を助成対象としている。
39 春日町		老人医療対象者(65歳~75歳未満)

市町村名		高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
40	大口町	老人保健、老人医療の受給者のうち、母子家庭等で県補助対象とならないもの（所得制限なし）	老人保健、老人医療の受給者のうち、母子家庭等で県補助対象とならないもの（所得制限なし）
41	扶桑町		福祉医療拡大分（老人保健における精神障害者の措置入院）
42	七宝町		
43	美和町	実施していない	実施していない
44	甚目寺町	なし	なし
45	大治町	特になし	特になし
46	蟹江町	なし	入院の食事療養費の2分の1を補助
47	飛島村	なし	なし
48	阿久比町		
49	東浦町		
50	南知多町	実施していない	実施していない
51	美浜町	実施していない	実施していない
52	武豊町	なし	なし
53	一色町		65歳以上の精神手帳1・2級所持者及び昭和7年10月1日以前生まれの自立支援医療受給者証（精神医療）所持者に対して福祉給付金を支給
54	吉良町	なし	なし
55	幡豆町		精神障害者1級～2級の方で65歳に到達したら、町単独で福祉給付金を支給している
56	幸田町		
57	三好町	実施していない	精神障害者を町単独障害者医療費助成制度該当者としている
58	設楽町	なし	なし
59	東栄町	なし	なし
60	豊根村	独自には財政面考慮して無理	国保・医療機関の調整が必要なため無理
61	音羽町	なし	なし
62	小坂井町	なし	なし
63	御津町	県の基準内で実施	県基準と同じ